

学校事故等の防止の手だてや具体的処理に関して

1 子どもは心身ともに健やかに、たくましく成長する権利をもっており、この権利は、安全で、健康的な教育環境のもとで実現される。だからこそ、細心の注意をはらっているが、事故はなくなる。あらためて日常生活の至るところに事故発生の要因ありとの認識に立ち、事故防止への取り組みを見つめ直したい。朝の健康観察時点から子ども一人ひとりの心の内まで分かろうとするふれあいと気配りをしたいものである。

2 安全で健康的な教育環境づくりのために

(1) 安全教育の充実

- ① 学級指導、学校行事、児童活動などで適切な指導
(児童の不注意による事故が多い。教師のきめ細かい指導で減少)
- ② 体育、理科などの教科及び道徳の時間の適切な指導
- ③ 朝の会、帰りの会の話し合い、休み時間、放課後などで随時、児童の現実の姿に即応して指導
- ④ 教師の共通理解を深め、安全指導体制を確立する。
(職員朝会や職員会、学年会での情報・意見交換)
- ⑤ 全校朝会での講話及び諸注意
- ⑥ 懇談会や PTA の会等での話題化、学校・学年だよりでの連絡

(2) 安全管理の徹底

- ① 月例安全点検及び随時安全点検による危険箇所の把握・修繕、防止活動
- ② 校外学習前の下検分による安全確認と予防対策
- ③ 校区内巡回(当番制、放課後)
- ④ 緊急家庭連絡網加除訂正
- ⑤ 欠席調べ
イ 朝行い、すぐに保健室へ連絡する
ウ 無断欠席児がいたら、すぐに家庭と連絡をとる

3 学校事故等の処理(連携プレーでの迅速かつ誠意ある行動)

